

民事訴訟法 出題趣旨

第1期

例年どおり、特定の分野に偏することなく、幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題とした。いずれの問題も原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る内容であり、この点も例年と異ならない。

出題分野は、民事訴訟の目的、当事者能力、境界確定訴訟、送達、弁論の分離、文書提出命令の要件及び手続、独立当事者参加、判決及び文書提出命令の役割である。第6問と第9問は、いずれも文書提出命令に関する問題であるが、前者は択一式の問題であり、後者は記述式の問題である。後者では、文書提出命令が書証に関する手続であること、文書の所持者が自ら申出る書証だけでは真実発見が困難なこと、とりわけ証拠が偏在する訴訟では所持者以外の者から文書を提出させる必要性が高いこと、さりとて証言拒絶、公務員の職務上の秘密などの諸価値を保護する必要がある、バランスを考慮してして除外事由が設けられていることなど広い観点からの論述が求められる。

第2期

第1期試験と同様、幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題とした。出題分野は、裁判官等、法定代理人、形成訴訟、訴えの提起、訴訟行為、鑑定、請求の放棄・認諾、既判力及び訴訟物論争であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る問題である。

問9は、訴訟物論争の説明を求める論述問題であるが、意外にも受験生の出来が良くなかった。字数制限はあるものの、訴訟物とは何か、訴訟物特定の必要性を論じた上で、新旧訴訟物の説明に移るべきである。なお、確認の訴えの訴訟物は、原告が主張する特定の権利・義務ないし法律関係の存否であり、両理論により結論に差異がない点にも言及するのが望ましい。

第3期

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、第1期試験、第2期試験と同様である。出題分野は、管轄、給付の訴えの利益、期日、訴訟記録、当事者本人尋問、口頭弁論の終結、訴えの取下げ等、上告手続及び証明責任の分配である。

問4は、訴訟記録に関する出題であり、受験生は面食らったかもしれない。しかし、憲法の裁判公開の原則を踏まえれば、訴訟記録の閲覧を当事者及び利害関係を疎明した者に限るとする肢1が誤りであることが分かるはずである。原理原則から考える発想が身に付いていれば、正解に達し得る問題である。

第4期

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、第1期から第3期までの試験問題と同様である。出題分野は、訴訟と非訟、訴訟要件、訴訟指揮、釈明義務、証明責任、争点効、同時審判申出共同訴訟及び上訴である。

問4は、釈明義務に関する最判昭和39年6月26日民集18巻5号954頁(百選49番)を題材にして法的思考力を試す問題である。「従来の証拠のほか、さらに新たな証拠を必要とする場合には」、原則として立証を促す釈明をするべきだとの判示部分を読み取れば、「既に取り調べた損害額に関する証拠で外形上十分と思われるものがある」場合に関する判例ではなく、肢4の誤りに気付くはずである。

第5期

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、第1期から第4期までの試験問題と同様である。出題分野は、訴訟能力、確認の利益、債権者代位訴訟、公開主義、証拠保全、多数当事者訴訟、上訴及び法定代理人等である。

問3は、債権者代位訴訟に関する出題である。大判昭和14年5月16日民集18巻9号557頁は、債権者が代位行使に着手して、債務者にその事実を通知し、又は債務者がそのことを了知した場合には、債務者は被代位権利について取立てその他の処分をすることができないとしたが、平成29年民法改正(債権法改正)によって、債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられないと規定された(改正民法423条の5)。そのため債務者が訴訟追行権(当事者適格)を失うことはないと解されており、民事訴訟法の学習においても、民法の基本的知識は必要である。

刑事訴訟法 出題趣旨

第1期

出題形式は、①正答肢、誤答肢の組合せを問う択一問題(第1問～第8問)、②刑事訴訟法の基本的な用語の記述問題(第9問)、を出題した。択一問題として、第1問は捜査の端緒(告訴、告発及び自首)、第2問は搜索差押、第3問は逮捕勾留、第4問は弁護人の接見交通権、第5問は公訴提起、訴因変更に関する最高裁判例、第6問は裁判員裁判及び公判前整理手続、第7問は証拠調べ手続、第8問は伝聞証拠、を問うものである。また、記述問題は、刑事訴訟手続における検察官の権限を記述させるものである。

第2期

出題形式は2種で、(1) 正答肢、誤答肢又はその組合せを問う択一問題(問1～問8)、(2) 刑事訴訟法の基本的な概念を問う記述問題(問9)である。(2)は受験者の理解力に加えて、記述力も測るための出題である。

内容としては、問1は告訴、問2は捜索・差押え、問3は被疑者の逮捕・勾留、問4は公訴提起、問5は訴因変更、問6は公判手続、問7は証拠・証明、問8は伝聞証拠、問9は起訴状一本主義である。いずれも刑事訴訟法における基本的な点を問うものであり、学部
の授業でも取り上げられ、教科書にも記載されている事項である。

第3期

出題形式は、①誤答肢を問う択一問題(第1問)、②正答肢、誤答肢の組合せを問う択一問題(第2問～第8問)、③刑事訴訟法の基本的な用語の記述問題(第9問)、を出題した。択一問題として、第1問は迅速な裁判、第2問は捜索差押、第3問は逮捕勾留、第4問は弁護人の接見交通権、第5問は公訴提起、訴因変更など、第6問は裁判員裁判及び公判前整理手続、第7問は冒頭手続、証拠調べ手続、第8問は伝聞証拠、を問うものである。また、記述問題は、逮捕前置主義の意義、趣旨を記述させるものである。

第4期

出題形式は2種で、(1) 正答肢、誤答肢又はその組合せを問う択一問題(問1～問8)、(2) 刑事訴訟法の基本的な概念を問う記述問題(問9)である。(2)は受験者の理解力に加えて、記述力も測るための出題である。

内容としては、問1は訴訟関係人、問2は捜査、問3は物的証拠の収集、問4は弁護人の活動、問5は訴因、問6は証拠、問7は自白の補強法則、問8は裁判、問9は起訴裁量(便宜)主義である。いずれも刑事訴訟法における基本的な点を問うものである。刑事訴訟法の学習においては、細かな知識を断片的に詰め込むのではなく、真実発見と人権保障の調和という大原則を踏まえて、各規定や制度を理解することが必要である。

第5期

出題形式は2種で、(1) 正答肢、誤答肢を問う択一問題(問1～問8)、(2) 刑事訴訟法の基本的な概念を問う記述問題(問9)である。(2)は受験者の理解力に加えて、記述力も測るための出題である。

内容としては、問1は捜査の基本原則、問2は証拠の収集、問3は逮捕、問4は公訴の提起(起訴)、問5は公判手続、問6は自白、問7は伝聞証拠、問8は裁判、問9は違法収集証拠排除法則である。いずれも刑事訴訟法における基本的な点を問うものであり、教

科書にも取り上げられている点である。